

(1年保存)

事務連絡  
令和8年7月7日

日本赤十字社兵庫県支部  
各地区・分区 ご担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部  
振興課長

「2026年ベネズエラ地震救援金」の受付について

標記救援金について、下記のとおり受け付けますのでお知らせいたします。  
ご寄付のお問合せがあった場合には、下記の口座をご案内ください。

記

- 1 救援金名称 「2026年ベネズエラ地震救援金」
- 2 受付期間 令和8年6月30日(火)～令和8年9月30日(水)
- 3 受付口座

(1) ゆうちょ銀行

- ア 口座番号 00110-2-5606
- イ 加入者名 「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」
- ウ その他

※通信欄に「2026年ベネズエラ地震救援金」と明記してください。

※受領証を希望される場合は、併せて「受領証希望」と明記してください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお振込みの場合は、手数料が無料です。

(2) 都市銀行口座

- ア 銀行名・口座番号
  - (ア) 三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787811
  - (イ) 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105815
  - (ウ) みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623714
- イ 口座名義は、いずれも「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」
- ウ その他

※ご利用の金融機関によっては、振替手数料が別途かかる場合があります。

※受領証を希望される場合は、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部まで次の情報をご連絡ください。

- ①救援金名 ②お名前（受領証の宛名） ③ご住所 ④電話番号  
⑤寄付した日 ⑥寄付金額 ⑦振込人名 ⑧振込先金融機関名・支店名

（連絡先）日本赤十字社 パートナーシップ推進部

TEL 03-4363-2056

#### 4 税法上の取り扱いについて

本寄附金は、個人所得税控除及び法人税控除の対象となります。個人については、所得税法 78 条第 2 項第 3 号、法人については、法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄付金に該当します。

なお、以下の要件を全て満たした場合、地方税法に基づく個人住民税に係る寄付金控除の対象となります。

#### 個人住民税の対象となる寄付金の要件

1. 2026 年ベネズエラ地震の被災者を救援するため、個人が日本赤十字社の各支部に対して拠出した寄付金であること。
2. 2,001 円以上の寄付を行った個人であることかつ、寄付者住居地の日本赤十字社の支部長の受領証が発行されていること。
3. 本救援金の募集期間である令和 8 年 6 月 30 日（火）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの期間に収納された寄付金であること。

#### 5 その他

- （1）活動資金を支部へ送金いただく口座番号は、お知らせしないようにお願いします。
- （2）各地区・分区の窓口で現金で受付けた救援金につきましては、「2026 年ベネズエラ地震 救援金」と明記のうえ、兵庫県支部の口座へお振込みいただくとともに、様式第振 1 4 E 号にてご報告願います。
- （3）物品寄付については、受け付けておりません。

担当 日本赤十字社兵庫県支部 総務部 振興課

TEL : 078-241-8921 FAX : 078-241-6990

Email : shinko-ka8921@hyogo.jrc.or.jp